

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 3 月 30 日

月 曜 日

号 外(5)

目 次

規 則

○富山県行政組織規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第20号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の 3」を「第12条の 2」に、「第12条の 4」を「第12条の 3」に、

「第 1 款の 2 広域消防防災センター（第81条・第82条）

第 1 款の 3 空港管理事務所（第82条の 2—第82条の 5） を

第 1 款の 4 職員研修所（第82条の 6・第82条の 7） 」

「第 1 款の 2 総合体育センター（第80条の 4・第80条の 5）

第 1 款の 3 県営体育施設（第80条の 6・第80条の 7）

第 1 款の 4 広域消防防災センター（第81条・第82条） に、

第 1 款の 5 空港管理事務所（第82条の 2—第82条の 5）

第 1 款の 6 職員研修所（第82条の 6・第82条の 7） 」

「第 3 款 県立大学（第87条—第94条）」を「第 3 款 削除」に改める。

第 6 条第 1 項の表以外の部分中「室及び」を削り、「置き、」の次に「知事政策局及び」を加え、同項の表中

| | | |
|-------|-------|------------------|
| 局及び部 | 室及び課 | 係及び班 |
| 知事政策局 | 広 報 課 | 企画・報道係 県民の声係 広報係 |

を

| | | |
|-------|---|-----------|
| 局及び部 | 課 | 係及び班 |
| 知事政策局 | | 富山マラソン推進班 |

に、

| | | |
|--------------|---------------------------------|--|
| | 総合交通政策 室 | 空港施設班 |
| 観光・地域 振興局 | 地域振興課 観 光 課 国際・日本海 政策課 | 地域資源・ブランド係 定住・交流促進係 魅力創出係 誘客推進係 おもてなし推進係 国際観 光班 コンベンション誘致班 賑わい創出班 企画係 国際交流係 国際協力係 |

を

| | | |
|--------------|----------------|---|
| 観光・地域 振興局 | 観 光 課 国 際 課 | 魅力創出係 誘客推進係 おもてなし環境・拠点づく り推進係 コンベンション誘致班 賑わい創出班 企画係 国際交流係 国際協力係 |
|--------------|----------------|---|

に、

| | | |
|--|-------|---|
| | 文書学術課 | 高等教育振興係 法規係 文書管理係 情報公開係 私学振興係 政策法務班 県立大学法人化推進班 |
|--|-------|---|

を

| | | |
|--|----------------|---|
| | 広 報 課 文書総務課 | 企画・報道係 県民の声係 広報係 法規係 総務係 情報公開係 政策法務班 |
|--|----------------|---|

に改め、同表厚生部の項中「医務係 保健看護係」を「保健看護係 医療政策班」
に改め、同表農林水産部の項中「施設管理係」を「都市農村交流係」に、「森づく
り推進班」を「森づくり推進班 全国植樹祭推進班」に改め、同表土木部の項中

「建設係 環日本海拠点港推進班」を「建設係」に改め、同条中第 4 項を第 7 項とし、第 3 項を第 6 項とし、同条第 2 項の表中「国際・日本海政策課」を「国際課」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項の次に次の 3 項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、知事政策局に総合交通政策室を、観光・地域振興局に地方創生推進室をそれぞれ置く。
- 3 地方創生推進室に、地域振興課を置く。
- 4 次の表の左欄に掲げる室及び課に、同表の右欄に掲げる係及び班を置く。

| 室及び課 | 係及び班 |
|---------|---------------------|
| 総合交通政策室 | 空港施設班 |
| 地域振興課 | 地域資源・ブランド係 定住・交流促進係 |

第 9 条各号列記以外の部分中「第 12 条の 3」を「第 12 条の 2」に改め、同条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 10 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 世界文化遺産登録の推進に関すること。

第 9 条中第 13 号を第 22 号とし、第 12 号を第 20 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(21) 総合体育センター、高岡総合プール、富山武道館、高岡武道館、富山弓道場、福光射撃場、スキージャンプ場、漕艇場、上市カヌー競技場及び西部体育センターに関すること。

第 9 条第 11 号の次に次の 8 号を加える。

(12) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定並びに総合教育会議に関すること。

(13) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。

(14) 高等教育機関の整備に関すること。

(15) 前 3 号に掲げるもののほか、学術の振興について必要な事項に関すること。

(16) 公立大学法人富山県立大学に関すること。

(17) スポーツ（レクリエーションを含む。）の普及振興に関すること。

(18) 富山マラソンに関すること。

(19) 競技スポーツ水準の向上に関すること。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第12条の2を第12条とし、第12条の3第8号を次のように改める。

(8) 新幹線関連施策及び新幹線駅周辺活性化に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

第12条の3に次の1号を加え、同条を第12条の2とする。

(9) 自動車運転代行業の業務の適正化に関すること。

第2章第2節第1款の2中第12条の4の前に次の1条を加える。

（地方創生推進室に置かれた課の分掌事務以外の分掌事務）

第12条の3 次条に定めるもののほか、地方創生推進室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 地方創生・人口減少対策に関すること。

(2) 富山湾の保全及び活用の推進に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

(3) 日本海学の推進に関すること。

(4) 日本海ミュージアム構想に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

第12条の6の見出しを「（国際課）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「国際・日本海政策課」を「国際課」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 多文化共生の推進に関すること。

第12条の6第1項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、同条第2項中「前項第7号」を「前項第5号」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（広報課）

第15条の2 広報課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県政の広聴に関すること。

(2) 陳情、相談、要望等の聴取、連絡及び調整に関すること。

(3) 来庁者の受付、案内及びサービスに関すること。

(4) 県政の広報に関すること。

(5) 各種報道機関との調整及び県政の情報の提供に関すること。

(6) 県のホームページの運営に関すること。

第16条の見出しを「（文書総務課）」に改め、同条各号列記以外の部分中「文書学術課」を「文書総務課」に改め、同条中第17号から第19号までを削り、同条第20号中「及び県立大学」を削り、同号を同条第17号とする。

第29条第4号中「及び」の次に「管理並びに」を加える。

第38条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第7号中「、診療エックス線技師、」を「及び」に改め、「及び衛生検査技師」を削り、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「及び看護師」を「、看護師及び准看護師」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「に関する事」を「並びに地域保健に関する事（他の所掌に係るものを除く。）」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 医療施策の企画及び調整に関する事。

第57条第9号中「農業集落排水事業」を「農村総合整備」に改め、同条に次の3号を加える。

(12) 土地改良財産に関する事。

(13) 農業水利に関する事。

(14) 小矢部川ダム管理事務所に関する事。

第58条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号から第8号までを3号ずつ繰り上げ、第9号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 日本型直接支払に関する事。

第58条第10号を削る。

第59条に次の1号を加える。

(24) 全国植樹祭に関する事。

第79条の表富山県子育て支援・少子化対策県民会議の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|---|-------|
| 富山県私立学校審議会 | 私立学校法（昭和24年法律第 270号）第 9 条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等につ | 知事政策局 |
|------------|---|-------|

| | | |
|--------------|--|-----------|
| | いての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務 | |
| 富山県いじめ再調査委員会 | いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定により同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査し、及び審議する事務 | 知事政策 局 |
| 富山県スポーツ推進審議会 | スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条に規定するもののほか、知事又は教育委員会の諮問に応じてスポーツの推進に関する事項について調査審議し、及び知事又は教育委員会に建議する事務 | 知事政策 局 |

第79条の表富山県公益認定等審議会の項中「文書学術課及び法人所管室課」を「文書総務課及び法人所管局室課」に改め、同表富山県情報公開審査会の項及び富山県個人情報保護審議会の項中「文書学術課」を「文書総務課」に改め、同表富山県私立学校審議会の項及び富山県いじめ再調査委員会の項を削り、同表富山県地域医療推進対策協議会の項の次に次のように加える。

| | | |
|---------------------|---|-----|
| 富山県看護系高等教育機関整備検討委員会 | 県内の看護に関する高等教育機関に係る整備その他の重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務 | 医務課 |
|---------------------|---|-----|

第79条の表富山県歯科技工士国家試験委員会の項を削り、同表指定管理候補者選定委員会の項及び指定管理者評価委員会の項中「公の施設所管室課」を「公の施設所管局室課」に改める。

第80条中第1号の4を第1号の6とし、第1号の3を第1号の5とし、第1号の2を第1号の4とし、第1号の次に次の2号を加える。

(1)の2 総合体育センター

(1)の3 県営体育施設

第80条第3号を次のように改める。

(3) 削除

第 4 章第 2 節中第 1 款の 4 を第 1 款の 6 とし、第 1 款の 3 を第 1 款の 5 とし、第 1 款の 2 を第 1 款の 4 とし、第 1 款の次に次の 2 款を加える。

第 1 款の 2 総合体育センター

(所掌事務)

第 80 条の 4 総合体育センターは、体育・スポーツの普及振興及び県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に資するための事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第 80 条の 5 総合体育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------------|-----|
| 富山県総合体育センター | 富山市 |

第 1 款の 3 県営体育施設

(所掌事務)

第 80 条の 6 県営体育施設は、県民の体育及びレクリエーションの振興に関する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第 80 条の 7 県営体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------------|---------|
| 富山県高岡総合プール | 高岡市 |
| 県営富山武道館 | 富山市 |
| 県営高岡武道館 | 高岡市 |
| 県営富山弓道場 | 富山市 |
| 富山県福光射撃場 | 南砺市 |
| 富山県スキージャンプ場 | 富山市 |
| 富山県漕艇場 | 富山市 |
| 富山県上市カヌー競技場 | 中新川郡上市町 |
| 富山県西部体育センター | 砺波市 |

第 4 章第 2 節第 3 款を次のように改める。

第 3 款 削除

第87条から第94条まで 削除

第 141条第 1 号中「第34条第 2 項」を「第34条第 3 項」に改める。

第 182条の表中「緩和ケア部」を「緩和ケアセンター部」に改める。

第 183条第 4 項中「緩和ケア部緩和ケア科」を「緩和ケアセンター部緩和ケア科」に改める。

第 229条第 1 項の表中

| | | | |
|---|---------|-------------|---|
| 「 | 農業普及第一課 | 富山北部班 富山南部班 | 」 |
| | 農業普及第二課 | 滑川・上市班 立山班 | |

を

| | | | |
|---|-------|---------------------------|---|
| 「 | 農業普及課 | 富山北部班 富山南部班 滑川・上市班 立山班 | 」 |
|---|-------|---------------------------|---|

に、

| | | | |
|---|---------|------------------------------------|---|
| 「 | 農業普及第一課 | 高岡班 小矢部班 | 」 |
| | 農業普及第二課 | 射水班 氷見班 | |
| | 指導課 | 計画班 指導班 | |
| | 農村整備課 | 水利防災第一班 水利防災第二班 農地整備第一班 農地整備第二班 | |

を

| | | | |
|---|-------|---------------------------|---|
| 「 | 農業普及課 | 高岡班 小矢部班 射水班 氷見班 | 」 |
| | 指導課 | 計画班 指導班 | |
| | 農村整備課 | 水利防災第一班 水利防災第二班 農地 整備班 | |

に改める。

第 230条第 5 項中「、農業普及第一課及び農業普及第二課」を削る。

第 304条の表中「並びに基点 612から基点 616まで順次に結んだ線及び基点 616から補助点け、く、き及び基点 612を順次に結んだ線により囲まれた」を「の」に改める。

第 326 条第 1 項の表中

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| (局又は部) 次長 | 局長又は部長を補佐し、局長又は部長に事故があるときは、その職務を代行する。 |
| 総合交通政策室長 | 総合交通政策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |

を

| | |
|------------|---|
| 教育・スポーツ政策監 | 教育・スポーツ政策に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。 |
| (局又は部) 次長 | 局長又は部長を補佐し、局長又は部長に事故があるときは、その職務を代行する。 |
| 総合交通政策室長 | 総合交通政策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 地方創生推進室長 | 地方創生推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |

に改める。

第 327 条第 1 項の表以外の部分中「県立大学及び」を削る。

第 328 条を次のように改める。

第 328 条 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第79条の表に富山県看護系高等教育機関整備検討委員会の項を加える改正規定 公布の日

(2) 第29条第4号の改正規定 平成27年5月29日

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課の職員となるものとする。

| | |
|---------------|---------------|
| この規則の施行前の課の名称 | この規則の施行後の課の名称 |
|---------------|---------------|

| | |
|-------------------|----------------------|
| 観光・地域振興局地域振興課 | 観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課 |
| 観光・地域振興局国際・日本海政策課 | 観光・地域振興局国際課 |
| 知事政策局広報課 | 経営管理部広報課 |
| 経営管理部文書学術課 | 経営管理部文書総務課 |

3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課の主幹、副主幹、主査又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課の主幹、副主幹、主査又は主任の職を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

| この規則の施行前の職の名称 | この規則の施行後の職の名称 |
|--------------------------|---------------------------------|
| 知事政策局広報課長 | 経営管理部広報課長 |
| 知事政策局広報課課長補佐 | 経営管理部広報課課長補佐 |
| 知事政策局広報課企画・報道係長 | 経営管理部広報課企画・報道係長 |
| 知事政策局広報課県民の声係長 | 経営管理部広報課県民の声係長 |
| 知事政策局広報課広報係長 | 経営管理部広報課広報係長 |
| 観光・地域振興局地域振興課長 | 観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課長 |
| 観光・地域振興局地域振興課課長補佐 | 観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課課長補佐 |
| 観光・地域振興局地域振興課地域資源・ブランド係長 | 観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課地域資源・ブランド係長 |
| 観光・地域振興局地域振興課定住・交流促進係長 | 観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課定住・交流促進係長 |
| 観光・地域振興局観光課おもてなし推進係長 | 観光・地域振興局観光課おもてなし環境・拠点づくり推進係長 |
| 観光・地域振興局国際・日本海政策課長 | 観光・地域振興局国際課長 |

| | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 観光・地域振興局国際・日本海政策課 課長補佐 | 観光・地域振興局国際課課長補佐 |
| 観光・地域振興局国際・日本海政策課 企画係長 | 観光・地域振興局国際課企画係長 |
| 観光・地域振興局国際・日本海政策課 国際交流係長 | 観光・地域振興局国際課国際交流係長 |
| 観光・地域振興局国際・日本海政策課 国際協力係長 | 観光・地域振興局国際課国際協力係長 |
| 観光・地域振興局国際・日本海政策課 旅券センター所長 | 観光・地域振興局国際課旅券センター 所長 |
| 経営管理部文書学術課長 | 経営管理部文書総務課長 |
| 経営管理部文書学術課課長補佐 | 経営管理部文書総務課課長補佐 |
| 経営管理部文書学術課法規係長 | 経営管理部文書総務課法規係長 |
| 経営管理部文書学術課文書管理係長 | 経営管理部文書総務課総務係長 |
| 経営管理部文書学術課情報公開係長 | 経営管理部文書総務課情報公開係長 |
| 経営管理部文書学術課副係長 | 経営管理部文書総務課副係長 |
| 経営管理部文書学術課政策法務班長 | 経営管理部文書総務課政策法務班長 |
| 農林水産部農村振興課施設管理係長 | 農林水産部農村振興課都市農村交流係 長 |
| 中央病院医療局緩和ケア部長 | 中央病院医療局緩和ケアセンター部長 |
| 中央病院医療局緩和ケア部緩和ケア科 医長 | 中央病院医療局緩和ケアセンター部緩 和ケア科医長 |

(富山県いじめ再調査委員会規則の一部改正)

- 5 富山県いじめ再調査委員会規則(平成26年富山県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第9条中「経営管理部」を「知事政策局」に改める。

(人 事 課)

